

理由	必要となる証明	認定期間	利用時間・備考
就労 ※就労形態によって提出していただく書類が異なります。	<p>【会社等にお勤めの方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>就労証明書（令和6年度より様式統一）</li> </ul> <p>【自営業主の方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>就労証明書（令和6年度より様式統一）</li> <li>自営業を証明する書類</li> </ul>	就労期間 （最長小学校就学前の3月31日まで）	<ul style="list-style-type: none"> <li>勤務時間が<u>月52時間以上</u>（原則1月当たりの労働日数は13日以上、1日当たりの労働時間は4時間以上）となることが条件です。</li> </ul>
妊娠・出産	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子健康手帳の写し（表紙及び予定月の確認できるページ）又は出産（予定）証明書</li> </ul>	分娩予定月とその前後2ヶ月 （最長5ヶ月）	
疾病・障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭での保育が不可・困難である旨の記載された医師の診断書</li> </ul>	回復するまでの期間	
介護等	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護・看護状況申告書</li> <li>介護を受けている人の状況に関する医師の診断書（介護が必要である旨の記載が必要）</li> </ul> <p>※介護保険証では証明の代わりとはなりません。</p>	回復するまでの期間	<p>同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を介護又は看護している方が対象となります。</p> <p>介護に要する時間についての要件は就労における勤務時間と同様です。</p>
災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> <li>状況の確認できる書類</li> </ul>	従事する期間	
求職活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>添付書類なし</li> </ul>	2ヶ月間	<p>※同一年度内の複数回利用不可。</p> <p>必要に応じて求職活動の活動実態について確認をさせていただく場合があります。</p>
就学	<ul style="list-style-type: none"> <li>在学証明書（予定の場合は合格通知等入学予定の確認できるもの）</li> <li>就学時間の確認できる書類（時間割・カリキュラム）</li> </ul>	在学期間	就学時間についての要件は就労における勤務時間と同様です。
育児休業	<ul style="list-style-type: none"> <li>育児休業の証明・辞令等（対象者、育児休業の期間について勤務先による証明がされているもの）</li> </ul>	育児休業期間又は産まれた子どもが満1歳になる日の属する月の末日までのいずれか短い方	<p>新規利用の方については育児休業を理由に申請をすることができません。継続して同一施設を利用する場合のみ理由として認められます。</p>
その他	必要に応じて書類の提出をお願いすることがあります。詳しくは幼児保育課までお問合せください。		